

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険

いばらき

7

日本年金機構より重要なお知らせです

2011 July
NO.396

- 東日本大震災に対処するための特例措置について
- 年金給付のご質問にお答えします
- 退職後継続再雇用された方の標準報酬月額の設定について
- 被災された皆さまへ…医療機関窓口での取扱いが変わりました



「若者たちの海」(撮影・潤沼、茨城町)：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構より 重要なお知らせです

1.延長されている社会保険料の納期限が7月29日(金)に定められました

東日本大震災により、納期限が延長されている社会保険料について、青森県、茨城県に所在地を有する事業所等の延長後の納期限が、以下の通り定められました。

延長されていた保険料の納付につきましては、延長後の納期限までに計画的に納付いただきますようお願いいたします。また、納付は、送付しております「領収済通知書」(3枚綴り)を添えて金融機関でお願いします。

①延長後の納期限が定められた地域

青森県、茨城県

②対象となる保険料

平成23年2月分、平成23年3月分、平成23年4月分、平成23年5月分(7月中旬までに告知書を送付予定)

③延長後の納期限

平成23年7月29日(金)

2.社会保険料の口座振替を再開します

青森県、茨城県に所在地を有する事業所等については、延長期間中は一律に社会保険料の口座振替を停止しておりましたが、平成23年6月分保険料(平成23年8月1日(月)納期限)より口座振替を再開いたします。

なお、納付が延長されていた保険料の納期限(7月29日(金))と近接していますので、預金残高にご注意願います。

また、震災の影響等により、口座振替を実施することが厳しい事業所等におかれましては、お手数をおかけ致しますが、管轄の年金事務所に、保険料口座振替辞退(取消)通知書を提出していただきますようお願いいたします。

3.納付の猶予

災害等により財産に相当な損失を受けたことにより、保険料の納付が困難な場合は、納付の猶予を受けることができます。また、取引先の休・廃業や市場の悪化(風評被害)等により著しい損失が発生した場合にも猶予を受けることができる場合があります。お近くの年金事務所で、ご相談ください。

(注)納付の猶予を受けるためには、担保が必要となる場合があります。

東日本大震災に対処するための 厚生年金保険等の標準報酬月額 の改定等の特例措置

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が、
去る5月2日(月)に公布・施行され以下の措置が講じられています。

1 標準報酬月額の改定の特例

被災地域における事業所の被保険者に係る健康保険、船員保険及び厚生年金保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動の生じた月から改定ができることとされました。

2 保険料の免除の特例

被災地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、健康保険、船員保険及び厚生年金保険の保険料の免除ができることとされました。

3 厚生年金基金の標準給与の月額及び掛金等の免除の特例

上記1の厚生年金保険の標準報酬月額を改定された被保険者が厚生年金基金の加入員である場合には、標準報酬月額を改定された月に係る加入員の標準給与の月額も厚生年金基金に届け出ることにより同様に改定することができることとされました。

また、上記2の特例により厚生年金保険料を免除された事業所について、厚生年金基金に申し出ることによってその掛金または徴収金のうち、免除保険料額の免除ができることとされました。

4 子ども手当(児童手当)の拠出金の免除の特例

災害地域における事業所において、上記2の特例により厚生年金保険料を免除された事業所は、子ども手当法により適用される場合の子ども手当の事業主拠出金を免除することができることとされました。

お問い合わせは、「被災者専用フリーダイヤル」へ!



0120-707-118

050番号のIP電話からは
03-6700-1131

期 間：平成23年4月11日～平成23年9月30日

受付時間：月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時まで

※一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」**0570-05-1165**でもお受けしています。

年金給付

よくあるご質問に
お答えします!

「年金って60歳からもらえるの?」「働いていると年金はもらえないんでしょう?」など、年金の受給に関する疑問や不安など、年金事務所に寄せられるご質問の中から、いくつかをご紹介しますので参考にしてください。

Q1 でも働いていると年金は
もらえないんでしょう?

A 受け取られる方の年金の月額と標準報酬、過去1年間に支払のあった賞与の額により一部または、全部支払が停止になる方がいらっしゃいます。

Q2 後から請求すれば、
増えるって本当ですか?

A 60歳から65歳までの間に受け取られる年金は、請求された時点からさかのぼった分を一時金でお支払するだけですから増えません。後から請求することで増えるのは、65歳以降に手続きできる繰下げ請求のことです。

Q3 緑色の大きな封筒で請求書
が届いたけど、もう請求して
いいんですか?

A 請求書は、誕生日の3ヶ月前に送付しておりますが、手続きは、誕生日の前の日以降にお願いします。

Q4 年金って60歳から
もらえるんですか?

A はい、年金の納付期間が25年以上あって、そのうち厚生年金の加入期間が1年以上ある方は、請求できます。(昭和28年4月2日以降に生まれた男性、昭和33年4月2日以降に生まれた女性は開始年齢が61歳以降になります)

Q5 働いているときに請求すると
止まるんだったら、やめてから
請求すれば、ぜんぶもらえるの?

A いいえ、在職時にさかのぼって計算しますので停止がかかる状態は変わりません。

Q6 60歳でもらうと
減額されると聞いたけど...

A 国民年金は65歳から受け取り開始となる年金ですが、65歳より前に請求すると繰上げ支給として減額した年金をお支払します。

Q7 『老齢厚生・退職共済年金受給権者支給
停止事由該当届(様式583号)』が届いた
けど、これはどうしたらいいんですか?

A 高年齢雇用継続給付金を受けられたり、失業保険の受給手続きをした場合に年金事務所へ届けていただく届です。「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」、または『雇用保険受給資格者証』の写しを添えて送付ください。

年金給付に関するご質問は、最寄りの年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。

退職後継続再雇用された方の 標準報酬月額の方法について

年金を受け取る権利のある60歳から64歳までの方が退職後継続再雇用された場合、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定されます。

※退職後継続再雇用とは…一日も空くことなく同じ会社に再雇用されることを言います。

※高齢者の継続雇用を支援するため、取り扱い対象を定年の場合だけでなく、60歳から64歳までの年金を受け取る権利のある方が退職後継続再雇用される全てのケース(下図参照)が対象となります。

【再雇用された月から、再雇用後の給与に応じて標準報酬月額が決定できる】対象の方
※年金を受け取る権利のある60歳から64歳までの方

定年制の**ある**会社

定年制の**ない**会社

定年に達する前に退職して、
継続再雇用される場合

新たに対象となる方

これまでの対象の方

定年退職し、継続再雇用となる場合

定年制のない会社で退職後、
再雇用される場合

※届出が必要です

被保険者資格喪失届

添付書類

就業規則または退職者辞令が事業主の証明

+

被保険者資格取得届

添付書類

再雇用時の雇用契約書または事業主の証明等

ご注意ください

- 年金を受け取る権利のある60歳から64歳までの方が退職後継続再雇用され、再雇用の最初の月から給与変動に対応した標準報酬月額の扱いを受けるためには、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時にご提出いただく必要があります。(なお、厚生年金基金及び健康保険組合に加入している事業所である場合には、当該基金、健康保険組合にも同様の届出が必要です。)
- 被保険者資格取得届には、**新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類(退職したことがわかる書類、再雇用時の雇用契約書又は事業主の証明等)**を添付していただく必要があります。
- 健康保険の傷病手当金を受けている方は、新たに被保険者資格取得届を提出されると、再雇用後の標準報酬月額をもとに給与額の計算を行いますので、ご注意ください。

◇詳細につきましては、お近くの年金事務所へお問い合わせください◇

東日本大震災により被災された皆さまへ

平成23年7月1日から 被災対象の方について医療機関の窓口での 取扱いが以下のように変わりました

水色の保険証
をお持ちの方

1 医療機関において、保険診療を受ける際には、窓口での健康保険証の提示が必要になります

震災に伴い、健康保険証(被保険者証)等を紛失したこと等により、窓口で健康保険証を提示できなくても、氏名、生年月日等を申し出ることにより、保険診療を受けられる取扱いとなっていました。平成23年7月1日からは、保険診療を受ける際には、健康保険証等の提示が必要になります。

2 医療機関を受診した際に窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要になります

窓口で以下の要件に該当する方については、医療機関での窓口負担が免除されていましたが、平成23年7月1日からは、以下の要件に該当される方は、協会支部が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

対象となる方

- (1)災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2)以下のいずれかに該当する方
 - ① 住家の全半壊若しくは全半焼した方
 - ② 被保険者が重篤な傷病を負った方
 - ③ 被保険者の行方が不明である方
 - ④ 福島原発の避難指示地域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された方
 - ⑤ 長期避難世帯である方
 - ⑥ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難されている方
 - ⑦ 上記①～⑥に準じた事情にある方

一部負担金の免除証明書の申請につきましては、「健康保険一部負担金等免除申請書」をご利用ください。

3 一部負担金の免除の対象であり、医療機関等の窓口で一部負担金を既にお支払いされた場合の手続きにつきましては、一部負担金等の還付申請が必要になります

平成23年6月30日までに本来であれば一部負担金等を支払う必要がなかったにもかかわらず、既に医療機関等の窓口で一部負担金を支払ってしまった場合は、一部負担金等の還付申請書の協会支部への提出が必要となります。

一部負担金等の還付申請につきましては、「健康保険一部負担金等還付申請書」をご利用ください。(原発事故による被災に関しては対象期間が異なります)

お問い合わせ先


 全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

業務グループ ☎ 029-303-1582 (直通)

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ茨城支部ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html> または

協会けんぽ 茨城支部

検索